

米原市まなびサポーター活動実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は米原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、市民が指導者となって市民学習や学校活動の場で活躍できる環境と、市民自らが主体的に市民活動を展開していくことのできる学習の場の創設のため、米原市まなびサポーター（以下「サポーター」という。）の活動を推進することについて必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 サポーターは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 5人以上で構成する市民団体の学習活動に関する指導および支援
- (2) 学校（幼稚園および保育園を含む。以下同じ。）の教育活動に関する指導および支援
- (3) 前各号に掲げるもののほか、その他市民の学習活動および学校の教育活動と認められる指導および支援

(サポーターの資格)

第3条 サポーターは、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 市民の生涯学習および学校教育に関する各種学習支援の担い手として前条の活動に自らの意思により積極的に取り組む者
- (2) 学習活動もしくは教育活動に関して資格を有する者または職業体験、活動経験等の実績を有する者
- (3) 米原市内またはその近郊に在住する20歳以上の者

(サポーターの登録申込み)

第4条 サポーターに登録を希望する者（以下「登録届出者」という。）は、教育委員会に米原市まなびサポーター登録申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

(サポーターの登録)

第5条 教育委員会は、登録届出者が第3条各号に規定する資格要件をすべて満たしていると認められたときは、サポーターとして登録し、当該登録届出者に対し、米原市まなびサポーター登録決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 サポーターの登録期間は、登録した日から翌々年度の年度末までの期間とする。

(サポーターの責務)

第6条 サポーターは、活動を行うにあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育委員会およびサポーター派遣依頼先の指示に従うこと。

- (2) 政治的行為を行わないこと。
- (3) 宗教活動を行わないこと。
- (4) 営利を目的とした活動を行わないこと。
- (5) サポーターとしての信用を傷つけ、または市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (6) 活動を通じて知り得た個人情報、秘密等は第三者に漏らしてはならない。サポーターの職を退いた後も同様とする。

2 サポーターは、教育委員会が実施するサポーターを対象とした研修に積極的に参加するものとする。

(サポーターの継続登録)

第7条 教育委員会は、第5条第1項の規定により登録されたサポーターが登録期間終了前に継続して活動を希望する場合は、登録期間中の活動状況等を考慮し、登録を3年間延長することができる。

(サポーターの登録抹消または取消し)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、サポーターの登録期間中であっても、その登録を抹消することができる。

- (1) 第6条第1項各号に規定する責務に違反したとき。
- (2) 故意または重大な過失により市に損害を与えたとき。
- (3) サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。

2 サポーターは、登録期間中において自己の意思により登録を取り消したいときは、教育委員会へ申し出なければならない。

(活動の対象)

第9条 第2条に規定するサポーターの活動を依頼することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 5人以上で構成される市民団体
- (2) 市内の学校

(活動の依頼)

第10条 サポーターの活動を希望する者（以下「活動希望者」という。）は、米原市まなびサポーター活動依頼書（様式第3号）に米原市まなびサポーター活動計画書（様式第4号）を添えて教育委員会に依頼しなければならない。

(活動時間および場所)

第11条 サポーターの活動を依頼できる時間は、原則として午前9時から午後9時30分までの間の1回2時間以内とし、活動場所は市内に限るものとする。

(活動の決定)

第 12 条 教育委員会は、前条の規定による依頼があった場合は、その内容等を審査し、当該サポーターと協議のうえ、活動の可否の決定を行い、当該活動希望者に対し米原市まなびサポーター活動可否決定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

（活動の費用負担等）

第 13 条 サポーターの利用は原則として無料とする。

2 サポーターの活動に関して実費負担が生じる場合は、活動希望者が負担するものとする。

3 活動希望者の自主的な行為で謝礼を支払う場合は、交通費を含めて 2,000 円を限度としてサポーターに支払うことができる。

（活動の報告）

第 14 条 第 12 条の規定によりサポーターの活動の決定を受けた者は、活動の終了後、速やかにその活動状況を米原市まなびサポーター活動実績報告書（様式第 6 号）により教育委員会へ報告しなければならない。

（その他）

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 4 月 13 日、改正施行する。

様式第1号（第4条関係）

米原市まなびサポーター登録申込書

年 月 日

米原市教育委員会 様

住 所

申込者 氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日

連絡先 (- -)

米原市まなびサポーターに登録したいので、米原市まなびサポーター活動実施要領第4条の規定により申し込みます。

指導、支援可能な分野	
保 有 資 格	
技能を証明する事項 (勤務実績や指導実績など)	
指導、支援の対象	一般成人 ・ 中学生 ・ 小学生 ・ 園児 ※該当する対象すべてに○を付けてください。
活動可能曜日、時間帯	()曜日 (:) ~ (:)
実費負担の要否	要する (1回当たり 円) 要さない ※該当する箇所に○を付けてください。
活動抱負、その他	別紙 (自由記述)

※ 保有する資格がある場合は、資格を証明する書類の写しを添付してください。

様式第2号（第5条関係）

米原市まなびサポーター登録決定通知書

年 月 日

様

米原市教育委員会 ㊟

年 月 日付で申込みのありました米原市まなびサポーターについて、米原市まなびサポーター活動実施要領第5条の規定により登録しましたので通知します。

なお、活動にあたっては、下記の条件を了解いただきますようお願いします。

記

1. 条件

- 1) 米原市まなびサポーター活動実施要領を遵守してください。
- 2) 事前の協議および調整のため、派遣依頼者（団体等）にあなたの電話番号等の連絡先を開示しますので了解してください。

2. 登録期間

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第3号（第10条関係）

米原市まなびサポーター活動依頼書

年 月 日

米原市教育委員会 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

連絡先 （ - - ）

米原市まなびサポーターの活動を、次のとおり依頼します。

希 望 活 動 名	活動NO.	活動名
希 望 日 時	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分
会 場		
参 加 人 数		
集会等の名称		
開 催 目 的		
備 考		

様式第4号（第10条関係）

米原市まなびサポーター活動計画書

年 月 日

米原市教育委員会 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

連絡先 (- -)

※学習活動の内容およびサポーターに指導または支援を求める内容を記載して下さい。

様式第5号（第12条関係）

米原市まなびサポーター活動可否決定通知書

年 月 日

様

米原市教育委員会

年 月 日付で依頼がありました件について、次のとおり（決定・否決）
しましたので通知します。

活動NO.	活動名
開催日時	平成 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
会場	
サポーター名	連絡先（ - - ）
派遣条件 （否決の場合 は否決理由）	<ul style="list-style-type: none">・謝礼についてはサポーターと協議願います。（原則無料です。ただしサポーターの希望を確認の上、申込者の自主的な行為により1回あたりの活動につき2,000円以内を限度に謝礼を支払うことができます。）・内容等の詳細については、サポーターと事前に協議、調整してください。・活動時間は、当初決定した時間内で終わるようにお願いします。・サポーターが市民ボランティアであることを踏まえ配慮を行うとともに、もめごと等が生じることの無いように留意してください。
備考	<ul style="list-style-type: none">・終了後、「米原市まなびサポーター活動実績報告書」を教育委員会へ提出してください。

様式第6号（第14条関係）

米原市まなびサポーター活動実績報告書

年 月 日

米原市教育委員会 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

連絡先 (- -)

米原市まなびサポーターの活動実績を、次のとおり報告します。

活動NO.	活動名
開 催 日 時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会 場	
サポーター名	
受 講 者 数	男性 人 女性 人 計 人
学 習 内 容 お よ び コ メ ン ト	